

夢なかま訪問介護
重要事項説明書

事業所番号 0871500385

当事業所はご契約者に対して、訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方々が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業の目的・運営方針	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～5
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社夢なかま |
| (2) 法人所在地 | 茨城県北茨城市中郷町栗野1205-5 |
| (3) 電話番号 | 0293-24-9002 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 野地 美佐子 |
| (5) 設立年月日 | 平成18年2月20日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 事業所の種類 | 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業 |
| (2) 指定年月日 | 平成18年4月1日 |
| (3) 事業所の名称 | 株式会社夢なかま 訪問介護 |
| (4) 事業所の所在地 | 茨城県北茨城市中郷町石岡2577-2 |
| (5) 電話番号 | 0293-44-3425 |
| (6) FAX番号 | 0293-44-3424 |
| (7) 事業所管理者 | 善林 里美 |

3. 事業の目的および運営方針

(1) 事業の目的

事業所の訪問介護員が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対して、その有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な訪問介護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- 1 事業所の訪問介護員は、要支援者・要介護状態などの心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮して、訪問介護の提供に努めます。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人格を尊重し、利用者の心身状況やその環境に応じたサービスが効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3 サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全確保に努めます。
- 4 関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携に努めます。

4. 職員の職種、人数および職務内容

当事業所では、ご契約者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	資 格	職務内容
1. 管理者	1名	介護福祉士	事業所の従業員および業務の管理統括
2. サービス提供責任者	2名	介護福祉士	訪問介護計画の作成・ヘルパーの連絡調整
3. 介護職員	4名以上	介護福祉士 ヘルパー2級	訪問介護の提供

5. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 北茨城市、高萩市、福島県いわき市勿来地区を区域とします。 ※地域外は交通費が発生します。

- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日 但し、12月30日から1月3日までを除く
営 業 時 間	8：00～17：00（提供時間によっては18:00まで）

- (3) 営業時間外でも電話により連絡可能な体制をとっています。

6. 当事業所が提供するサービス内容

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

身体介護	
食事介助	配膳等の食事前の準備、刻み食の調理、摂取介助、食後の後片付け
排泄介助	トイレ誘導、ポータブルトイレの排泄介助、おむつ交換、失禁の対応
清拭 入浴介助	部分的清拭や全身清拭、部分浴（足浴・手浴・洗髪等）、全身浴（洗身・洗髪等）、更衣介助、洗顔、歯磨き、入れ歯の手入れ等
身体整容	耳掃除、髭・髪の手入れ、簡単な化粧、その他
更衣介助	寝間着、普段着の更衣介助
体位変換	床ずれ予防のための臥位姿勢の変換
移乗 移動介助	ベッド・車いす間の移乗介助、食事・排泄等のための室内の移動介助
通院等介助	通院時・外出等の準備など ※安全運行上、ホームヘルパーによる移送は行わない。
その他	服薬介助、起床介助、就寝介助など
生活援助	
① 調理 ②洗濯 ③掃除（庭等の掃除を除く） ④買い物・薬等の受け取り ⑤衣類の整理・衣服の補修 ベッドメイクなど	
※家族の方の家事は行わない。 ※医療機関の支払いや買い物等に伴う場合を除く金銭の取り扱いは、原則として行わない。 ※嗜好品等、購入できないものもある。	

7. ホームヘルパーの禁止事項

<p>ホームヘルパーは、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為を行いません。</p> <p>① 医療行為</p> <p>② 利用者もしくは家族等から物品等の授受</p> <p>③ 飲酒及び喫煙</p> <p>④ 利用者の家族等に関する訪問介護サービスの提供</p> <p>⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為</p>
--

⑥ その他、直接利用者の日常生活上の援助に属しないと判断される行為

8. 利用料金

(1) 平常の時間帯 (8時00分～18時まで) の基本料金

R 6. 4月改定

		基本利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)
身体介護 中心型	20分以上30分未満	2680円	268円
	30分以上1時間未満	4260円	426円
	1時間以上1時間30分未満	6230円	623円
	以降30分増すごとに算定	900円	90円
	引き続き「生活援助中心型」を算定する場合	650円を加算	65円を加算
生活 援助 中心型	20分以上45分未満	1970円	197円
	45分以上	2420円	242円

○利用者の同意を得て、同時に二人の訪問介護員がサービスを提供した場合は上記基本料金の2倍の額となります。

○利用者負担額には特定事業所加算Ⅱ (加算10%) を含む料金です。

上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改正された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。

※介護保険給付の支給限度額を超えて、サービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

[加算]

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に料金が加算されます。 R 6. 6月改定

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担額 (1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (初回訪問月)	2000円	200円
夜間・早朝・ 深夜加算	夜間 (18時から22時) 又は早朝 (6時から8時) にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜 (22時から翌朝6時) にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	

介護職員等 処遇改善 加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合 1ヶ月につき	所定単位数の 22.5%
-----------------------	---------------------------	--------------

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の利用料金

サービス内容		基本 利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)
訪問型独自サービス 1 1 (要支援 1・2)	1ヶ月につき (週 1 回程度のサービス)	1 1 7 6 0 円	1 1 7 6 円
訪問型独自サービス 1 2 (要支援 1. 2)	1ヶ月につき (週 2 回程度のサービス)	2 3 4 9 0 円	2 3 4 9 円
訪問型独自サービス 1 3 (要支援 2)	1ヶ月につき (1 2)を超える利用が必要 な場合 (週に 3 回)	3 7 2 7 0 円	3 7 2 7 円
事業対象者	1ヶ月につき (週 1 回程度のサービス)	1 1 7 6 0 円	1 1 7 6 円

介護予防・日常生活支援総合事業その他加算

初回加算	初回訪問月	2 0 0 0 円	2 0 0 円
介護職員等 処遇改善加算 I	1ヶ月につき	所定単位数の 22.5%	

○利用者負担額には特定事業所加算Ⅱ (10%) を含む料金です。

(3) 利用料金のお支払い方法

費用は、1 か月ごとに計算しご請求します。銀行口座からの振り替えとさせていただきます。

(4) 訪問介護サービスの終了にあたっての重要事項

○利用者の都合でサービスを終了する場合は 1 週間前までにお申し出ください。

○やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、

終了 1 ヶ月前までに文書にて通知させていただきます。

○サービス終了：介護保険施設に入所した場合、自立と認定された場合、亡くなられた場合、背信行為を行った場合。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎苦情受付担当者 (職名) サービス提供責任者 遠藤 美紀

◎苦情解決責任者 (職名) 管理者 善林 里美

◎連絡先 電話：0293-44-3425

◎受付時間 毎週 月曜日～土曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

窓口	電話番号 (代表)
北茨城市高齢福祉課	0293-43-1111
北茨城市地域包括支援センター	0293-43-1111
高萩市高齢福祉課	0293-23-1111
いわき市介護保険課	0246-22-1111
国民健康保険連合会	029-301-1565
茨城県福祉部長寿福祉課	029-301-3343

10. 事故発生時の対応について

(1) サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者に対して応急処置、医療機関への搬送などの措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所に連絡を行います。

(2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

(3) 当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償致します。(損害賠償保険に加入しております。)

11. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主事の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 秘密の保持について

(1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族

の秘密を漏らしません。
 (2) 事業者は、利用者の医療上緊急の必要性がある場合、また、サービス担当者会議などで必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得たうえで、必要な範囲で情報を用います。

13. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
 虐待防止に関する責任者　管理者　善林　里美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	未実施
実施した評価機関の名称	未実施
評価結果の開示状況	未実施